

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成20年6月13日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第45号の審査	2
質疑（南野委員）	
議案第48号の審査	2
質疑（山崎委員）	
採決	4
閉会の宣告	4

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年6月13日(金) 午前10時 開会
午前10時14分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 上村高義 委員 山崎雅数
委員 藤浦雅彦 委員 南野直司

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 同部理事 福永富美子 国保年金課長 野村眞二
保健福祉部長 佐藤芳雄 健康推進課長 阪口 昇
同課参事 寺田 博

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

1. 審査案件(審査順)

議案第45号 平成20年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算
議案第48号 摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○安藤委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました平成20年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算のほか1件についてご審議をいただきますけれども、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしく願います。

○安藤委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は藤浦委員を指名します。

審査の順序につきましては、さきに議案第45号の審査を行い、次に、議案第48号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第45号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 それでは、議案第45号の老人保健医療特別会計補正予算につきまして、ちょっと1点だけお聞きしておきたいと思います。

今回、1,040万2,000円を増

額補正されて、総額を7億457万9,000円と、補正予算で組まれたんですけども、この老人保健医療特別会計の流れと申しますか、それについて、この平成20年の4月から新たに後期高齢者医療制度ということで創設されまして、その制度が移行するというので、移行後におきましても、この19年度以前の診療にかかわる医療費等の請求が生じることから今後も補正予算ということで組まれていくと思うんですけども、これは、この点、教えてほしいんですけども、今後、何年かはこのように補正予算を組まれていくのか、ずっと組まれていくのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○安藤委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 ただいまの南野委員の質問にお答えいたします。

平成20年度は3月診療分1か月分のみを予算計上いたしております。20年4月診療以降は、先ほど南野委員がおっしゃられたように長寿医療制度によって支出されます。20年の3月以前の分のおくれ分はどのようなふうになるかということかと思いますが、そのために20年、21年、22年の3か年の経過措置がありまして、老人保健医療特別会計は23年3月をもって廃止となります。

以上です。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 わかりました。ありがとうございます。

○安藤委員長 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時6分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第48号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 では、議案第48号、厚生労働省の告示の廃止と、また、新しい20年度のことということで、条例を一部、文言修正ということではあるので、それこそ中身については、ここで論議するべき問題ではないとは思いますが、この改定の中身、変更点が何ですか、休日応急診療所で算定する診療報酬、変化があるのかどうか、それによっての自己負担金なんかの変化もあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○安藤委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 ただいまの休日診療所への影響ということに関しまして、ご答弁申し上げます。

摂津市立休日応急診療所でございますが、委員ご案内のとおり日曜、休日及び年末年始における昼間の小児の救急患者の診療を行っているという施設でございます。この診療の範囲内では、今回、改定されました診療報酬から直接に影響はないということを確認いたしております。

以上でございます。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 私この18年度の告示は、まだ見ていないんですけれども、20年度の告示、最近はインターネットで全部とれますものですから、ちょっと見ていたんですけれども、20年度の告示の題目だけでこれだけあるんですけれども、20年度の告示の、その59号というのが、これだけあるんですよ。この診療所に関係あるというのが、これ初診料とか再診料なんかに関係あるのかなのと思ったりもしていたんですが、全然変わらな

いということをお聞きしたんですけれども、このそもそもが、この診療報酬の改定は11月、去年の。11月の改定で出てきて、算定にも通告が出てくるということになっているんですけれども、この中身の流れとして、2006年の医療関連の6法案、6法ですね、これが改悪されて、基本的に医療費の削減が目的だと我々は考えているんですけれども、後期高齢者の部分では終末医療と在宅医療、療養型の病床の削減、リハビリが期限化されたり、こういう改悪があったんですけれども、一方で産科とか小児科の報酬、一部引き上げられて、こういった部分では評価できる場所もあるんですけれども、全体としては、まだ総合診療の先々というような、将来視するなど、医療の分野にいろいろ自由競争というか、弱肉強食の原理を導入しようとしているのではないかと思うんですけれども。

今回、その応急診療そのものには関係がないということなんですけれども、この制度そのものではですね、この診療が上がる部分でいうと、皆さんの負担もふえると、下がれば、また医院の経営なんかも圧迫するというようなこともあるわけですね。この中身をしっかり確認してもらって、法の改正に従わないということにはなかなかならないのはわかるんですけれども、住民の福祉を守るという点では国とのあつれき、矛盾が生じるということは、また往々にしてあると思うんですけれどもね。

ですから、例えばこの間、広げてきました子どもさんの医療の補助ですとか、そういったものは地方から上がって国の制度になっていったというような背景もあるわけですね。もし、ここは全然変わらないということなんですけれども、こういった場合にですね、やっぱり市が、

この部分は助けないかなんかという
ような考えのときに、どういった措置が
とれるのかというのもお考えというのは
あるかどうか、ちょっとお聞かせいただ
きたいと思います。

○安藤委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 診療報酬に基づく
診療ということで、私どもとしては公的
医療保険で医療機関にかかった場合、診
療側に支払われますのは、当然これは診
療報酬ということによってたつわけでご
ざいますけれども、休日応急診療所を初
めといたしまして、いわゆる保険医療機
関ということになりますと、この公的診
療報酬に従わざるを得ないというふう
に考えております。

以上です。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 従わざるを得ないというの
は、先ほどもわかってあるんです。それ
で、これ今回は改悪ではないというか、
ほとんど影響が出ないということなん
ですけども、これ診療所そのものにつ
いては各病院、いろいろ影響が出るわ
けです。それこそレントゲンとか、それ
こそリハビリとか、その部分では大分
点数を下げたりとか、上げられたり
とか、大分加算が多いのは多いん
ですけどもね。そういった部分では
ね、住民の不利益になるとかいう
ような法律も下りてくるわけ
ですね。そのときに摂津市がやっ
ぱりきちんと法案とか条例とかを
解析してですね、何らかの手だて
が必要だとかいうようなことを
ね、常に住民の立場に立って考
えてもらうというような政策とい
うか、持っていただきたいなと思
っておりますので、要望としてお
きます。

○安藤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○安藤委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 討論なしと認め、採決
いたします。

議案第45号について、可決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと
決定しました。

議案第48号について、可決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと
決定しました。

以上で、本委員会を閉会いた
します。
お疲れさまでした。

(午前10時14分 閉会)

委員会条例第29条第1項の
規定により署名する。

民生常任委員長 安藤 薫

民生常任委員 藤浦 雅彦